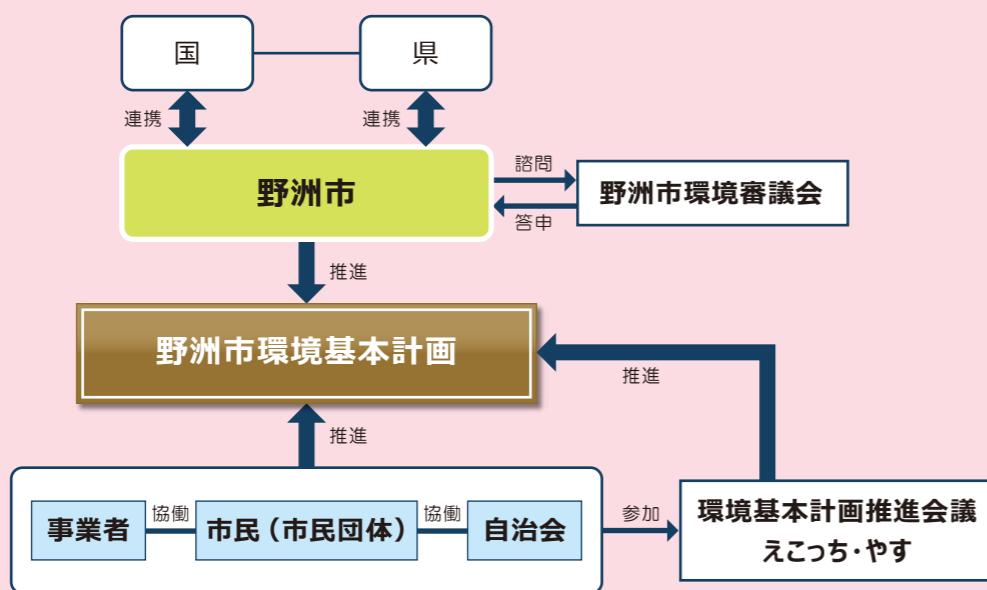


計画の推進体制

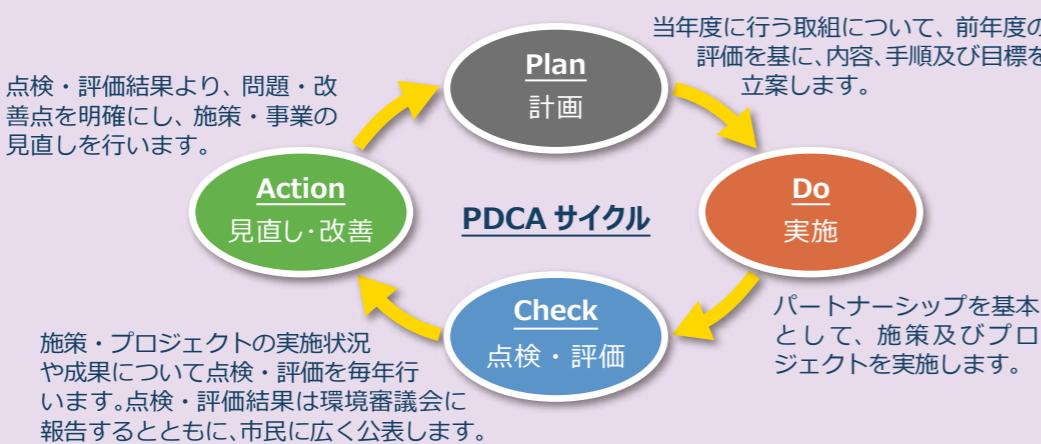
本計画は市民、事業者、行政が協働で推進します。特に重点プロジェクトにおいては、広く市民、市民団体、事業者等のパートナーシップによる環境基本計画推進会議「水と緑 安心の野洲（愛称：えこっち・やす）」が主体となって実践していきます。



計画を推進するために

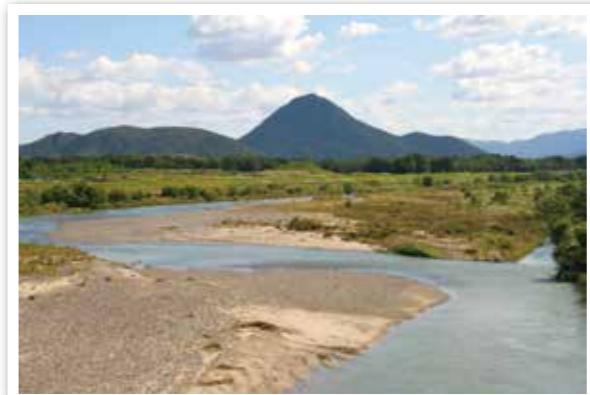
本計画に示した施策やプロジェクトを確実に実行していくため、事業活動などを継続的に改善しながら進めるための基本的な考え方である「PDCA サイクル」＝【計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し・改善(Act)】のもとで、年度ごとに進捗状況を環境審議会に報告し、評価を受けながら進行を管理します。

進捗状況は、分野ごとに定めた指標に基づき評価していくこととします。



第2次

野洲市環境基本計画



里山から琵琶湖へ、豊かな自然とくらしが調和するまち やす

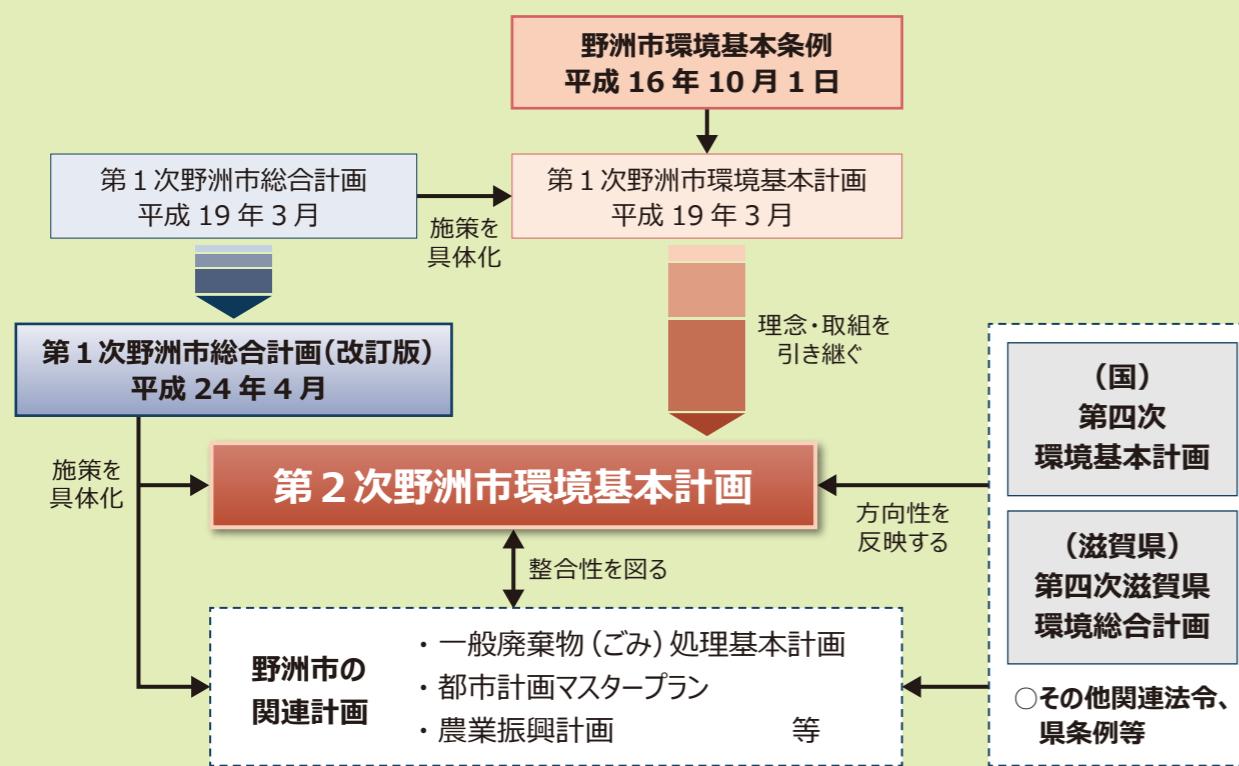


環境基本計画とは

環境基本計画とは、野洲市の自然環境や生活環境、また地球環境を対象として、目標とする将来像の実現のために、どのような取組みを進めていくかという方針を定めるためのもので、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関するもっとも基本的な計画です。

野洲市では平成19年に策定した「第1次野洲市環境基本計画」に基づき、「自然分野」、「ごみ・資源分野」、「まち・くらし分野」において、官民協働によりさまざまなプロジェクトに取り組んでおり、本計画はその取組を引き継ぐものです。

また、本計画は、市の上位計画である「第1次野洲市総合計画(改訂版)」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するものであり、個別に施行されている計画・施策との整合性を図りつつ、市の環境に係るすべての施策の基本的な方向を示すとともに、その取組を誘導する役割を担うものです。



計画の対象

本計画は、生活環境・自然環境に循環型・低炭素社会を加えた範囲を対象とします。



計画の期間

本計画の期間は、平成29年度～平成38年度の10年間とします。



わたしたちの役割

豊かな自然環境と良好な生活環境を持続するには、市民(市民団体)、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場と役割のもとで、協働して取り組むことが不可欠です。

市民（市民団体）の役割

(野洲市環境基本条例 第5条)

- 市民は、野洲市環境基本条例の基本理念にのっとり、自らの意識の変革及びその日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- 市民は、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に積極的に取り組み、市が実施する施策に参画し、協力します。

事業者の役割

(野洲市環境基本条例 第6条)

- 事業者は、野洲市環境基本条例の基本理念にのっとり、自らの社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- 事業者は、市及び市民が実施する豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する活動に積極的に参画し、協力します。



- 市は、野洲市環境基本条例の基本理念にのっとり、自ら率先し豊かな自然環境及び良好な環境の保全に取り組むとともに、市民及び事業者の取組に対して支援するように努めます。
- 市は、環境基本計画に基づき、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する施策を実施します。

環境基本計画の基本理念

本市の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基本となる「野洲市環境基本条例」(平成16年制定)においては、環境の保全に関し、「良好な環境の維持と次世代への継承」、「大気・水・土壤その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保」、「地球環境の保全」の4つを基本理念としています。

また、平成24年に改訂した本市の「第1次野洲市総合計画(改訂版)」では、「豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち」をめざすべき都市像として掲げ、この都市像を実現するために、「人権の尊重」と「環境への配慮」の視点を大切にしながらまちづくりを進めることとしています。

本計画においては、本市の都市像やまちづくりの目標、環境の保全と創造の基本理念及び環境の現況を踏まえ、基本理念(めざすべき環境像)を以下のとおり掲げることとします。

野洲市環境基本条例の理念

- 良好な環境の維持と次世代への継承
- 大気・水・土壤その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
- 生物の多様性の確保
- 地球環境の保全

第1次野洲市総合計画 (改訂版)

- めざすべき都市像
- 豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち

本計画の基本理念 ～めざすべき環境像～

**里山から琵琶湖へ、
豊かな自然とくらしが調和するまち やす**



めざすべき環境像

里山から琵琶湖へ、豊かな自然とくらしが調和するまち やす

緑と水に恵まれた本市のすばらしい環境を次世代へ引き継いでいくため、4つの基本目標のそれについて施策を推進するとともに、市民（市民団体）や事業者等との協働による12の重点プロジェクトを併せて推進します。

基本目標1 安全で快適な生活環境づくり

市民（市民団体）・事業者・行政が、それぞれの立場で、環境へ大きな負荷をかけない生活や事業活動に心がけ、大気、水、悪臭など環境に対する負荷を少なくすることや不法投棄対策を推進するなど、安全で安心して暮らせる生活環境を守るまちとすることを目標とします。

【施策の方針】

(1) 大気環境・水環境の保全	大気・水質の把握と情報発信
(2) 生活環境の保全	騒音・振動の防止、悪臭および土壤汚染対策
(3) 環境美化の推進	不法投棄対策・美化活動の促進
(4) まちなかの緑化	緑の保全と創造

【関連する重点プロジェクト】

1 健康で快適なくらしを守るプロジェクト

■大気・水質の把握と情報発信

- 大気、水質、騒音、振動などについて、継続的に環境測定や調査（モニタリング）を行い、その結果を公表します。
- 光化学スモッグやPM2.5などの健康への影響が懸念される情報を収集・発信します。

■事業所における環境配慮の取組の拡大

- 工場周辺の生活環境を守るために、環境保全協定の推進を図ります。
- 事業所向けに環境保全に係る関連法令や管理技術の情報発信（環境メールマガジン）や環境研修会の開催などについて取り組みます。

■不法投棄対策

- 不法投棄の監視、パトロールを行うと共に、散在性のごみや放置自転車などが出ないよう啓発を図ります。

■美化活動の推進

- 自治会や市民団体の自主的な美化活動や、ごみゼロ大作戦・県下一斎清掃などの美化活動に取り組みます。
- 市民や事業所によるボランティア清掃活動を支援し、まちの美観の維持・向上に取り組みます。

■緑の保全と創造

- 住宅や事業所の敷地内に一定の緑地を設け、都市部の緑化を図ります。
- 市民の憩いの場となる公園にある樹木等を、良好な状態で維持します。
- 野洲川河辺の森林を保全し、市民による森づくりを支援します。

2 きれいなまちを守るプロジェクト

3 まちなかの緑づくりプロジェクト

基本目標2 循環型社会・低炭素社会づくり

不要な照明の消灯や、公共交通機関をできるだけ活用するなど、一人ひとりが出来ることから取り組みます。また、省エネルギーの普及啓発や資源循環などに積極的に取り組んでいくことにより、環境に優しい、新しいライフスタイルへの転換を図り、資源やエネルギーを大切にし、エコな暮らしを実現するまちとすることを目標とします。

【施策の方針】

(1) 3Rの促進	ごみの資源化の促進、ごみの分別の徹底
(2) 廃棄物の適正処理	適正処理の推進、ごみの減量化促進
(3) 地球温暖化への対策	再生可能エネルギー・省エネルギーの推進

【関連する重点プロジェクト】

4 ごみの資源化プロジェクト

■再使用の啓発

- リユースの啓発と推進を図ります。
- ごみ分別の目的を明確にし、資源化の向上に取り組みます。

■ごみの資源化の促進

- 小型家電の回収による資源化の啓発及び推進を図ります。
- 廃食油を回収し、再生した製品を使用することでリサイクルに取り組みます。
- 可燃ごみに混入している「雜がみ」の資源化を推進します。

5 ごみ減量プロジェクト

■適正処理の推進

- 事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量や適正な処理に取り組みます。

■ごみの減量化推進

- グリーン購入の啓発を図り、環境負荷軽減に配慮した商品を購入します。
- ごみ分別の目的を明確にし、ごみ減量化に取り組みます。
- 生ごみ処理の減量に向けた啓発と支援を行います。

6 地球温暖化対策推進プロジェクト

■交通対策によるCO2削減

- 慢性的な道路渋滞を解消するため、国道8号バイパスの早期実現に向けて国・県と共に取り組みます。
- 市内循環バス（おのりやす）の利便性向上に取り組みます。

■省エネルギーの推進

- 身近に取り組める節電や省エネ推進の啓発を行います。
- エコドライブの啓発により、CO2排出削減に取り組みます。

■未利用エネルギーの活用

- 新クリーンセンターのサーマルリサイクルによる余熱を有効利用します。

基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり

私たちのまちは、里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境に恵まれています。その中心には里山を水源とする家棟川が流れ、琵琶湖へ注ぎ、その流域は市域とほぼ重なっています。この山から湖へつながる流域では、多くの生き物が生息し、私たちも自然の恵みを受けて暮らしています。この野洲市ならではの自然環境を保全し、生物多様性を育み、人と自然が調和する自然環境づくりを推進していくことを目標とします。

【施策の方針】

(1) 生物多様性の維持・向上	外来種対策・希少生物の保護
(2) 里山の保全	森づくりの促進、森林資源の活用促進
(3) 河川・琵琶湖の保全	水環境の保全推進
(4) 農地の保全	環境保全型農業の推進、有害鳥獣対策

【関連する重点プロジェクト】

7 みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト

■水環境・川の生きものの生息環境の保全

- 琵琶湖固有種のピラミスが生息できる環境づくりを推進し、河川環境の保全に取り組みます。
- 生きもの観察会やエコ遊覧等を通じて、河川環境を知る機会を提供します。

8 里山を守り育てるプロジェクト

■里山づくりの推進

- 良好な里山環境の整備及び生物多様性の保全を図ります。
- 里山の機能を理解するための情報提供やイベント等を行います。

9 びわ湖を守ろうプロジェクト

■森林資源の活用促進

- 生産森林組合との連携により、森林資源の有効な活用を図ります。

10 環境にやさしい農地の活用プロジェクト

■水環境の保全

- ヨシ群落を復活させ、水質浄化や湖岸の侵食防止を図ります。
- 琵琶湖環境の保全意識を啓発するための活動を行います。
- 琵琶湖の現状や内湖の機能について調査研究し理解を深めたうえ、さまざまな琵琶湖環境の保全の方策を探ります。

■環境保全型農業の推進

- 環境保全型農業ややりかご水田など、環境に配慮した農産業を推進します。
- エコファーマー農家を紹介し、環境にこだわった農産物を広めます。

■有害鳥獣対策

- 有害鳥獣の捕獲に取り組み、農産物被害の軽減を図ります。

基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進

市民（市民団体）・事業者・行政が環境保全や生物多様性の確保などに関する意識を高めるために、さまざまな場所で環境教育や環境学習が行われるとともに、それぞれの立場から積極的に行動し、普及に努めるなど、常に良い環境づくりのために活動します。そして、これらの各活動がネットワークとしてつながっていくことにより、だれもが環境保全に参加するまちとすることを目標とします。

【施策の方針】

(1) 環境学習の推進	ライフステージに応じた環境学習の充実
(2) 環境活動団体等への支援	学び場の提供や活動情報の発信
(3) 普及・啓発の担い手の育成・継承	活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備

【関連する重点プロジェクト】

11 みんなで環境学習プロジェクト

■ライフステージに応じた環境学習の充実

- 生涯にわたり、身近な環境から地球規模の環境まで、広く知識を習得する機会を増やし、市民が自ら環境保全に取り組む意欲の増進を図ります。
- 市民や事業者が環境学習を行うための、情報の共有化を図ります。
- 大学などの教育機関と連携し、普及啓発活動、調査研究活動を行います。

12 環境活動支援プロジェクト

■学びの場の提供や活動情報の発信

- 身近に取り組める節電や省エネ推進の啓発を行います。
- エコドライブの啓発により、CO2排出削減に取り組みます。

■活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備

- 市民（市民団体）や事業所、学校、行政等が各地域で行っている環境活動を広く情報共有・発信し、各団体間の相互交流を促します。
- 異なる分野の重点プロジェクトを有機的につなぎ連携して取組を進めます。
- 専門家等によるアドバイスの機会を提供できる体制整備を進めます。